

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）	労働金庫法施行規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●臨時休業時の届出等の緩和</b>		
<b>▼労働金庫法施行規則第 112 条</b>		
1	<p>例えば、当該事務所のある地区において災害救助法の適用が決定される事案のほか、内閣府（防災担当）作成の「避難勧告等に関するガイドライン」で定める「警戒レベル5」（災害発生情報）および「警戒レベル4」（避難勧告、避難指示（緊急））に該当するときは当然ながら適用され、また、「警戒レベル3」（避難準備・高齢者等避難開始）の場合でも、実態をみて該当する場合があると判断してもよいか。</p>	<p>要件の判断については、自然災害が発生した営業所がある地公体からの情報や近隣の状況（学校や病院などの公共施設の運営状況等）などを参考に適宜判断していただいで構いません。</p> <p>なお、天災等に伴うものでない場合やその他やむを得ない理由による臨時休業についても、引き続き、届出等を行えば可能です。</p>
2	<p>当該事務所自体が危険な状況にあるだけでなく、例えば業務時間外に地震等があり複数職員の自宅が倒壊したこと等により、事務所を開けるのに十分な数の職員が出勤できない状況も該当すると考えてよいか。</p>	